

2022年度(2023年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	57,494	保 険 契 約 準 備 金	303,609
預 貯 金	57,494	支 払 備 金	3,546
有 価 証 券	241,188	責 任 準 備 金	300,062
国 債	86,475	代 理 店 借	5,501
地 方 債	17,038	再 保 険 借	89
社 債	120,644	そ の 他 負 債	1,797
外 国 証 券	17,030	未 払 法 人 税 等	6
有 形 固 定 資 産	377	未 払 金	546
建 物	161	未 払 費 用	1,220
その他の有形固定資産	215	預 り 金	11
無 形 固 定 資 産	8,143	仮 受 金	11
ソ フ ト ウ ェ ア	7,731	賞 与 引 当 金	122
その他の無形固定資産	412	退 職 給 付 引 当 金	451
代 理 店 貸	10	価 格 変 動 準 備 金	245
再 保 険 貸	9,999	負債の部 合計	311,817
そ の 他 資 産	12,017	(純 資 産 の 部)	
未 収 金	6,196	資 本 金	80,000
前 払 費 用	3,788	資 本 剰 余 金	80,000
未 収 収 益	1,146	資 本 準 備 金	80,000
預 託 金	191	利 益 剰 余 金	△ 130,788
仮 払 金	9	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 130,788
そ の 他 の 資 産	685	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 130,788
繰 延 税 金 資 産	11,249	株 主 資 本 合 計	29,211
貸 倒 引 当 金	△ 2	その他有価証券評価差額金	△ 550
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 550
		純資産の部 合計	28,660
資産の部合計	340,478	負債及び純資産の部合計	340,478

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有形固定資産の減価償却の方法

建物は定額法、その他は定率法によっております。

(3) 無形固定資産の減価償却の方法

自社利用のソフトウェアは利用可能期間に基づく定額法によっております。

(4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、3月末日の為替相場により円換算しております。

(5) 貸倒引当金の計上方法

貸倒引当金は、「資産査定規程」及び「償却・引当規程」に則り、必要と認める額を計上しております。すべての債権は、「資産査定規程」に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(6) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与に充てるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上方法

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりであります。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期から10年

(8) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて計算しており、5年チルメル式による保険料積立金の他、保険業法施行規則第69条第4項第1号(標準責任準備金による積立)の規定に基づく積立に向け、19,929百万円を計上しております。

収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。

また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

なお、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条の規定に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

(9) 既発生未報告支払備金 (まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等をいう。以下同じ。) については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合(以下「みなし入院」という。)の入院給付金等の支払対象を当事業年度中に変更したことにより、平成10年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」という。)第1条第1項本文に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、次の方法により算出した額を計上しております。

IBNR告示第1条第1項本文に掲げるすべての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、重症化リスクの高い方(以下「4類型」)以外のみなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本文と同様の方法により算出しております。

また、診断日が2022年9月25日以前の4類型以外のみなし入院に係る額を推計するために用いた4類型のみなし入院に係る額は、診断日が2022年9月26日以降の4類型のみなし入院に係る支払額と4類型の1つである65歳以上の方のみなし入院に係る支払額の比率を診断日が2022年9月25日以前の65歳以上の方のみなし入院に係る額に乗じて推計しております。

(10) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(11) 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

2. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理（ALM）を推進し、公社債等の運用により中長期的に安定した収益の確保を図っております。

当社の主な金融商品のうち、公社債（国債、地方債及び社債）及び外国証券（公社債）については、市場リスク（市場金利等の変動により価格が変動するリスク）及び発行体等の信用リスクに晒されております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部門を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部門は、投資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク（VaR）を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット（含み損益や売却損益等を考慮）と比較することで管理しております。

信用リスクについては、発行体の格付に応じて投資限度額を定め、投資残高が限度内であることを随時モニタリングするとともに、格付を定期的にモニタリングし信用状況の変化を管理しております。さらに、投資残高にリスク係数を乗じる等の方法によりリスク量を計測し、これを信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当期末における主な金融商品に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預貯金は、主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券	241,188	248,064	6,876
満期保有目的の債券	125,557	132,433	6,876
その他有価証券	115,630	115,630	-

（注1）有価証券に関する事項

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	112,845	121,334	8,488
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	12,711	11,099	△1,611
合計		125,557	132,433	6,876

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	公社債	48,197	50,978	2,780
	外国証券（公社債）	199	199	0

貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	公社債	50,376	47,621	△2,755
	外国証券 (公社債)	17,596	16,830	△766
合計		116,371	115,630	△740

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
有価証券	4,219	34,802	75,100	120,514
満期保有目的の債券	-	318	43,209	89,311
その他有価証券	4,219	34,484	31,891	31,203

※期間の定めのないものは含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、次の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	37,590	78,040	-	115,630
その他有価証券	37,590	78,040	-	115,630
国債	37,590	-	-	37,590
地方債	-	209	-	209
社債	-	60,799	-	60,799
外国証券(公社債)	-	17,030	-	17,030

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	54,439	77,994	-	132,433
満期保有目的の債券	54,439	77,994	-	132,433
国債	54,439	-	-	54,439
地方債	-	17,693	-	17,693
社債	-	60,300	-	60,300

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しており、主に地方債、社債、外国証券(公社債)がこれに含まれます。

なお、レベル3の時価に分類される有価証券はありません。

3. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は退職一時金制度を採用しており、勤務期間等に基づいた一時金を支給します。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	380 百万円
勤務費用	73 百万円
利息費用	3 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	11 百万円
退職給付の支払額	△6 百万円
期末における退職給付債務	463 百万円

(3) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	463 百万円
未認識数理計算上の差異	△11 百万円
退職給付引当金	451 百万円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	73 百万円
利息費用	3 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	－百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	77 百万円

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率 0.906%

4. 有形固定資産の減価償却累計額は、488 百万円であります。

5. 関係会社に対する金銭債権の総額は、2,632 百万円、金銭債務の総額は、115 百万円であります。

6. グループ通算制度を適用している当社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（2021年8月12日 企業会計基準委員会 実務対応報告第42号）に基づき、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示を行っております。

7. 繰延税金資産の総額は、14,780 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、3,531 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、繰越欠損金 11,853 百万円、保険契約準備金 1,981 百万円であります。

繰延税金資産から評価性引当額として控除した額のうち、繰越欠損金に係る評価性引当額は 3,367 百万円、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額は 163 百万円であります。

繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
繰越欠損金(※)	139	553	11,160	11,853
評価性引当額	△138	△553	△2,676	△3,367
繰延税金資産	1	－	8,484	8,486

(※)繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当期における税効果会計適用の法定実効税率は、回収又は支払が見込まれる期間が2023年4月1日以降のものについては28.00%であります。

8. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は、1 百万円であります。

9. 1株当たり純資産額は、17,912円79銭であります。

10. 平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当期末残高は9,859百万円であります。

2022年度 (2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	97,114
保険料等収入	94,087
保 険 料	81,949
再 保 険 収 入	12,138
準 備 金 受 入 金	0
資産運用収益	3,007
利息及び配当金等収入	3,006
預 貯 金 利 息	2
有価証券利息・配当金	3,004
その他利息配当金	0
為 替 差 益	0
その他経常収益	19
その他の経常収益	19
経常費用	141,712
保険金等支払金	36,318
保 険 金	1,346
年 金	61
給 付 金	30,803
解 約 返 戻 金	1,899
そ の 他 返 戻 金	44
再 保 険 料	2,163
責任準備金等繰入額	42,908
支払備金繰入額	838
責任準備金繰入額	42,070
資産運用費用	13,782
支 払 利 息	32
有価証券売却損	13,749
貸倒引当金繰入額	0
事業費	41,801
その他経常費用	6,900
税 金	4,500
減 価 償 却 費	2,328
退職給付引当金繰入額	70
その他の経常費用	0
経常損失	44,598
特別損失	26
固定資産等処分損	3
価格変動準備金繰入額	23
税引前当期純損失	44,625
法人税及び住民税	△ 2,459
法人税等調整額	△ 9,038
法人税等合計	△ 11,498
当期純損失	33,126

注記事項

(損益計算書関係)

1. 保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
2. 再保険収入は、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る保険金等として認識した金額のうち再保険に付した額を、当該保険金等の認識時点において再保険収入に計上しております。
また修正共同保険式再保険のうち現金授受を行わない取引では、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。
3. 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
4. 再保険料は、再保険協約書に基づき合意された再保険料を元受保険契約に係る保険料の収納時点において、再保険料に計上しております。
5. 関係会社との取引による収益の総額は、16百万円、費用の総額は、1,720百万円であります。
なお、上記の他にグループ通算制度の適用に伴う受取予定額2,465百万円を計上しております。
6. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券13,749百万円であります。
7. 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は、0百万円であります。
8. 1株当たり当期純損失は、25,285円09銭であります。
9. 再保険収入には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額11,712百万円を含んでおります。
再保険料には、平成8年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額1,853百万円を含んでおります。
10. 関連当事者との取引は以下のとおりであります。

(1)親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	当期末残高
親会社	住友生命保険 相互会社	被所有 直接100.0%	役員の受入 出向者の受入 グループ通算制 度の適用等	増資の引受 (注)	40,000	-	-
				グループ通 算制度の適 用に伴う受 取予定額	2,465	未収金	2,465

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社の行った株主割当増資を、住友生命保険相互会社が1株につき100,000円で引き受けたものであります。

(2)兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	当期末残高
親会社の 子会社	株式会社 シーエスエス	-	保険料等の 集金事務委託	集金保険料 等の受取額	38,268	未収金	3,581